

# 南島原市ニュース

令和元年7月1日

タイトル

令和元年第1回南島原市議会定例会に  
議案を追加提出しました。

令和元年第1回南島原市議会定例会に別添の議案を追加提出しました。

〔配布資料〕  
議案

担当部署	総務部 総務秘書課	担当者	小玉 博邦
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは <small>☎</small>		検索ワード	
担当者 連絡先			

# 令和元年第1回南島原市議会 定例会

## (追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南島原市

# 令和元年第1回南島原市議会定例会 追加議案

議案第12号 有家小学校新築工事(建築工事)請負契約の締結について 教育委員会  
教育総務課

\*南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。

議案第13号 有家小学校新築工事(電気設備工事)請負契約の締結について 教育委員会  
教育総務課

\*南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。

議案第14号 有家小学校新築工事(機械設備工事)請負契約の締結について 教育委員会  
教育総務課

\*南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。

報告第9号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について) 市民生活部  
衛生局第一課

\*地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

同意第1号 教育委員会委員の任命について

\*教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるもの。

## 議案第12号

### 有家小学校新築工事（建築工事）請負契約の締結について

有家小学校新築工事（建築工事）について、次のとおり契約を締結するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 有家小学校新築工事（建築工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,625,292,000円
- 4 契約の相手方 上滝・川田建設工業・三青特定建設工事共同企業体  
代表構成員 長崎県雲仙市愛野町乙413番地1  
株式会社 上滝 島原営業所  
営業所長 郡家 光徳  
その他構成員① 長崎県南島原市深江町戊3987番地353  
川田建設工業株式会社  
代表取締役 下田 幸廣  
その他構成員② 長崎県南島原市布津町丙2791番地1  
株式会社 三青 南島原営業所  
所長 松本 好生

令和元年7月1日提出

南島原市長 松本政博

#### 提案理由

南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。

## 議案第13号

### 有家小学校新築工事（電気設備工事）請負契約の締結について

有家小学校新築工事（電気設備工事）について、次のとおり契約を締結するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 有家小学校新築工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 163,350,000円
- 4 契約の相手方 三恵・巧特定建設工事共同企業体  
代表構成員 長崎県諫早市貝津町1426番地2  
株式会社 三恵電業  
代表取締役 田村 瑞男  
その他構成員 長崎県南島原市深江町乙1601-2  
有限会社 巧電設 深江営業所  
所長 竹田 充

令和元年7月1日提出

南島原市長 松本政博

#### 提案理由

南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。

議案第14号

有家小学校新築工事（機械設備工事）請負契約の締結について

有家小学校新築工事（機械設備工事）について、次のとおり契約を締結するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 有家小学校新築工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 296,859,600円
- 4 契約の相手方 フジエア・植木機械特定建設工事共同企業体  
代表構成員 長崎県長崎市田中町599番地  
株式会社 フジエアテック  
代表取締役 藤川 彰二  
その他構成員 長崎県南島原市西有家町須川428-2  
株式会社 植木機械  
代表取締役 植木 伸也

令和元年7月1日提出

南島原市長 松本政博

提案理由

南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。

報告第9号

専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年7月1日提出

南島原市長 松本政博

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和元年6月19日

南島原市長 松本政博

損害賠償の額の決定について

南島原市は、次により損害を賠償するものとする。

1 賠償の理由

平成31年4月23日 午後1時37分頃 口之津町内の市道を作業車（公用車）で走行中、相手車両が自宅進入路から後退して市道に進入してきたため、相手車両後部が作業車左側面に接触した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

123,800円

3 賠償する相手方



同意第1号

教育委員会委員の任命について

次の者を南島原市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 塩田 絹代

生年月日

令和元年7月1日提出

南島原市長 松本 政博